

○学校法人愛知大学公益通報等に関する規程

2017年11月6日

制定

最終改正 2026年5月1日

(目的)

第1条 この規程は、「公益通報者保護法」に基づき、学校法人愛知大学(以下「本学」という。)の業務に関し、法令、学校法人愛知大学寄附行為、就業規則若しくは本学の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為(以下「法令等違反行為」という。)を早期発見し、是正するための体制を整備し、本学の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「公益通報」とは、次の各号に掲げる者(以下「役員及び教職員等」という。)が、不正の利益を得る目的、本学又は第三者に損害を加える目的その他不正の目的でなく、本学において、法令等違反行為が生じ又は生じようとしている旨を第3条に定める窓口に通報することをいう。

(1) 本学の役員

(2) 本学と雇用関係にある者

(3) 本学の指揮命令下にある派遣労働者

(4) 本学との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者の役員

(5) 本学との請負契約その他の契約に基づく事業に従事する者

(6) 第2号又は第3号に該当し、通報の日前1年以内に雇用関係にあった者

(7) 第5号に該当し、通報の日前1年以内に事業に従事していた者

2 この規程における「公益通報者等」とは、第1項に定める公益通報を行った者(以下「公益通報者」という。)及び公益通報に関する相談を行った者をいう。なお、通報者が本学の学生及び保証人である場合も「公益通報者等」に準ずる取扱いとする。

3 この規程における「被公益通報者」とは、法令等違反行為に関与した者をいう。

(受付窓口)

第3条 公益通報及び公益通報に関する相談(以下「公益通報等」という。)の受付窓口を、内部監査室に置く。

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等は、電話、ファクシミリ、電子メール、書面又は面談等の方法によって行う。なお、匿名による公益通報等についても可能とする。

(禁止事項)

第5条 役員及び教職員等は、不正の利益を得る目的、誹謗中傷等本学又は第三者に損害を加える目的その他不正の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

(通報処理責任者)

第6条 公益通報等の処理を統括するために通報処理責任者を置き、常務理事・副学長(経営担当)をもってあてる。

2 前項の規定にかかわらず、常務理事(理事長を含む。)が被公益通報者の場合は、理事会であらかじめ指名した理事を通報処理責任者にあてる。

(通報対応業務従事者)

第7条 本学は、公益通報受付窓口において受け付ける公益通報等に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者(以下「通報対応業務従事者」という。)について、以下に定める。

- (1) 通報処理責任者
 - (2) 理事長
 - (3) 常勤監事
 - (4) 内部監査室所属の職員
 - (5) 第12条に定める者
 - (6) 通報処理責任者から通報対応業務従事者として書面により指定された者
- (他の規程との関係)

第8条 次の各号に掲げる公益通報等は、それぞれ該当各号に定める規程を適用する。

- (1) ハラスメントに関する公益通報等 愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程
 - (2) 研究上の不正行為に関する公益通報等 愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程
- (公益通報等の受付)

第9条 内部監査室は、公益通報等を受けた場合、その内容を理事長及び常勤監事に報告しなければならない。ただし、理事長が被公益通報者である場合は常勤監事のみに報告し、常勤監事が被公益通報者である場合は理事長のみに報告するものとする。

2 常務理事(理事長を含む。)が被公益通報者である場合、第9条第3項以下の理事長を常勤監事に読み替える。

3 理事長は、第1項の報告を受けた後、当該公益通報者等に対して通報を受け付けた旨を速やかに通知しなければならない。ただし、公益通報者等が通知を望まない場合や匿名による通報の場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 理事長は、報告を受けた公益通報等について、直ちに通報処理責任者に対応を指示

する。

(調査実施の決定)

第10条 通報処理責任者は、公益通報等の受付後、速やかに、当該公益通報等に関する調査の実施又は非実施について理事長と協議の上、決定する。

2 通報処理責任者は、前項による結果について、公益通報を受け付けた日から起算して20日以内に当該公益通報者等に通知しなければならない。なお、非実施の場合は、理由を付した上で通知する。ただし、公益通報者等が通知を望まない場合や匿名による公益通報等の場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

3 次の各号に係る通報については、調査しない。

(1) 内容が具体性を伴わず不分明なもの

(2) 内容が虚偽又は他人の誹謗中傷であることが明らかなもの

(3) 単なる伝聞に基づくものなど、通報内容について信ずるに足りる理由が明らかに認められないもの

(4) 通報対象事実について本学に処分又は勧告等を行う権限を有しないもの

(5) 第5条に抵触することが明らかなもの

(6) その他公益通報に該当しないことが明らかなもの

(公益通報調査委員会の設置)

第11条 通報処理責任者は、前条第1項により、調査の実施を決定したときは、当該公益通報等について事実関係を調査するため、公益通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

(調査委員会の組織)

第12条 調査委員会は、通報処理責任者が理事長及び常勤監事の同意を得て指名する3名以上の委員をもって組織する。

2 通報処理責任者は、調査において高度の専門性を要すると判断したときは、委員に学外の有識者を含めることができる。

3 調査委員会の委員は、原則として、一通報毎に理事長が委嘱する。

4 前3項の規定にかかわらず、常務理事（理事長を含む。）が被公益通報者である場合、調査委員会は原則として学外の第三者的立場にある者（以下、「外部委員」という。）3名以上をもって組織する。

5 外部委員は、第6条第2項の規定により指名された通報処理責任者が常勤監事と協議の上で委嘱するものとする。

6 調査委員会に委員長を置き、通報処理責任者が指名する委員をもってあてる。

7 調査委員会構成員は、調査開始前又は調査の過程において、当該公益通報等に係る

法令等違反行為が疑われる場合、又は、調査対象者と利害関係を有する場合、当該調査委員会構成員の資格を喪失し、以後の調査等に加わることはできない。

(調査の実施)

第13条 調査委員会は、当該公益通報等について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取、その他の適切な方法により次の事項を審議する。

- (1) 事実の調査と確認
 - (2) 法令等違反行為の認定
 - (3) 法令等違反行為の発生原因分析と関与者の範囲の決定
- (会議)

第14条 調査委員会は、委員長が招集する。

2 調査委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(調査への協力義務)

第15条 調査対象機関及び関連機関の役員及び教職員等は、当該公益通報等に関する事実関係の調査に際して、調査委員会から協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

2 調査対象機関及び関連機関の役員及び教職員等は、当該公益通報等に関する事実関係の調査を受けるにあたり誠実に対応するものとし、虚偽及び事実の隠ぺい等の不適切な行為を行ってはならない。また、調査の内容を他に漏らしてはならない。

(遵守事項)

第16条 公益通報等に関わる者は、その職務の遂行にあたって、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと
 - (2) 調査対象機関や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること
 - (4) 公益通報者等を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること
 - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと
 - (6) 公益通報者等を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有しないこと
 - (7) 公益通報者等を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、公益通報者等の探索を行わないこと
- 2 公益通報等に関わる者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号乃至第7号に定める事項を遵守しなければならない。
- 3 理事長は、第1項各号に違反する行為が行われた場合、当該行為を行った役員及び

教職員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

(報告)

第17条 調査委員会は、通報処理責任者に対し、適宜調査進捗状況を報告し、調査が終了したときには、その結果を調査報告書としてまとめ、遅滞なく報告・提出しなければならない。

2 通報処理責任者は、調査の終了を理事長及び常勤監事に報告しなければならない。ただし、理事長が被公益通報者である場合は常勤監事のみ報告し、常勤監事が被公益通報者である場合は理事長のみ報告するものとする。

3 調査委員会が通報処理責任者に対し、調査結果を理事会に報告することを求めた場合、通報処理責任者はこれを行わなければならない。

4 通報処理責任者は、調査終了の報告を受けたときは、当該公益通報者等に対し、その結果を通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、公益通報者等が通知を望まない場合や匿名による公益通報等の場合その他やむを得ない理由がある場合は、通知は行わない。

(勧告)

第18条 法令等違反行為が明らかな場合、調査委員会は、調査報告書に法令等違反行為の程度や取扱いに関する意見を付し、当該被公益通報者の処分について、理事長に勧告することができる。ただし、当該被公益通報者の具体的な処分については、処分権限を有する機関が決定する。

(是正措置等)

第19条 理事長は、法令等違反行為の存在が確認された場合、遅滞なくその是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、必要に応じて関係行政機関に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の措置が講じられた場合、公益通報者等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、公益通報者等が望まない場合や匿名による公益通報等の場合その他やむを得ない理由がある場合は、通知は行わない。

(軽減措置)

第20条 被公益通報者が、調査委員会による調査開始前に、自ら公益通報等を行った場合、当該役員及び教職員等の処分を免除し、又は軽減することができる。

(不利益取扱いの禁止)

第21条 公益通報等を行ったことを理由として、当該役員及び教職員等に対し、解雇、減給その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、第5条に定める禁止事項

に該当するなど、当該公益通報者等が不正の目的をもって通報等を行った場合は、この限りではない。

- 2 理事長は、公益通報者等が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとる。
- 3 理事長は、前項により不利益な取扱いを把握した場合、当該行為を行った役員及び教職員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

(事後確認)

第22条 理事長は、是正措置等の実施後、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。

- (1) 法令等違反行為の再発のおそれがないこと
- (2) 是正措置が統制機能及び牽制機能を果たしていること
- (3) 公益通報者等に対する不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないこと

(役員及び教職員等に対する教育・周知等)

第23条 理事長は、公益通報者保護法及びこの規程に基づく公益通報等の処理の仕組みについて、役員及び教職員等に対し、教育・周知を行う。また、通報対応業務従事者に対しては、公益通報者等を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う。

- 2 内部監査室は、役員及び教職員等からの公益通報等の処理の仕組みや不利益な取扱いの禁止など公益通報者等の保護に関する質問・相談に対応する。

(記録の保管、見直し・改善等)

第24条 内部監査室は、公益通報等への対応に関する記録を作成し、別途定める期間保管する。また、必要に応じて、この規程による公益通報等の処理の仕組みを見直し改善することとする。

- 2 内部監査室は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報に関する運用実績の概要を役員及び教職員等に開示する。

(事務の所管)

第25条 この規程に関する事務は、内部監査室が行う。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則（制定）

この規程は、2017年11月6日から施行する。

附 則（公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行に伴う改正）

この規程は、2022年6月20日から施行する。

附 則（ガバナンス体制の見直しに伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則（公益通報者の定義、常務理事（理事長を含む。）が被公益通報者である場合の対応、公益通報等の受付、調査実施及び報告に係る手続き、公益通報調査委員会の構成、並びに字句の修正等に伴う改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、2026年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以降に公益通報等がなされた事案から適用する。